

統計帳票に関する標準仕様書上の方針について

(1) 標準仕様書 1.0 版における現状

標準仕様書第 1.0 版 P.17 では、統計帳票について以下のとおり定義しておりました。

(5) 都道府県への報告等に係る要件

税務業務においては、各地方団体から都道府県に対して報告等を行うための業務が発生する。これらの報告等は、実施の有無やその様式について都道府県ごとに差異が存在しており、全国的な標準化が困難な状況にある。

本仕様書においては、税務システム等標準化検討会において統一できかつ必要性が認められた統計については定義している。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、パッケージシステムで提供されない場合は、外付けツール等（EUC を含む。）により対応することを想定している。

(2) 標準仕様書 2.0 版に向けた検討結果

これらの統計帳票について、上記の仕様書への記載を改めて事務局で検討した結果、対象となり得る帳票は全税目統一で標準化の対象外として整理することとなりました。

この方針に基づき、標準仕様書第 1.0 版 P.17 の記載は以下のとおり見直すことを事務局にて検討中です。（以下は、現時点での改案文となります。）

なお、以下の案のとおり標準化の対象外としますが、各事業者がパッケージシステムに機能実装することは問題ないという点を申し添えさせていただきます。

【標準仕様書第 2.0 版（修正案）】

(5) 都道府県への報告等に係る要件

本仕様書においては、税務システム等標準化検討会において統一できかつ必要性が認められた統計については定義している。「地方交付税に関する調」や「市町村の課税状況に関する調」、「固定資産の価格等の概要調書」など、国の行政機関や都道府県が行う調査・報告に係る各種機能や帳票については、標準化の対象外とする。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、この場合、パッケージシステムの機能や帳票として提供することが可能であるほか、パッケージシステムで提供されない場合は、外付けツール等（EUC を含む。）により対応することを想定している。

(3) 法人住民税における影響

(2)の結果を受けて、機能要件及び帳票要件から、交付税資料・課税状況調などの内容を削除することとなります。具体的に削除対象となる帳票要件は以下の帳票となります。

法人住民税の帳票要件から削除となる帳票
<ul style="list-style-type: none">・帳票 40 課税状況調第 1 表_納税義務等に関する調・帳票 41 第 1 表補助資料均等割ランク別法人税割額一覧～No.51 第 49 表_法人税割の分割法人に関する調【過年度分明細】・帳票 52 交付税資料第 1 表 (法人税割に関する調) ～No.59 月別控除集計表 (外税・仮装経理)

以上